

平成九年政令第三百四十六号

環境影響評価法施行令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（第一種事業）

第一条 環境影響評価法（以下「法」という。）

第二条第二項の政令で定める事業は、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第二欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、公有水面の埋立て又は干拓（同表の七の項の第二欄に掲げる要件に該当するもの及び同表の七の項の第三欄に掲げる要件に該当することを理由として法第四条第三項第一号の措置がとられたものに限る。以下「対象公有水面埋立て等」という。）を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類）

第二条 法第二条第二項第一号ワの政令で定める事業の種類は、宅地の造成の事業（造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、同号チからヲまでに掲げるものに該当するものを除く。）とする。

（免許等に係る法律の規定）

第三条 法第二条第二項第二号イの法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第一の第一欄に掲げる事業の種類（第二欄及び第三欄に掲げる事業の種類を含む。）ごとにそれぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

（法第二条第二項第二号ロの政令で定める給付金）

第四条 法第二条第二項第二号ロに規定する給付金のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金
二 社会資本整備総合交付金
（法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるもの）

第五条 法第二条第二項第二号ホの法律の規定であつて政令で定めるものは、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項

（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項第四号の事業に適用される場合に限り）の規定とする。

（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

（第二種事業）

第七条 法第二条第三項の政令で定める事業は、

別表第一の第一欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の第三欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。ただし、当該事業が同表の一の項から五の項まで又は八の項から十三の項までの第三欄に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、対象公有水面埋立て等を伴うものであるときは、対象公有水面埋立て等である部分を除くものとする。

（配慮書についての環境大臣の意見の提出期間）

第八条 法第三条の五の政令で定める期間は、四十五日とする。

（主務大臣の意見の提出期間）

第九条 法第三条の六の政令で定める期間は、九十日とする。

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第十条 法第十条第一項の政令で定める期間は、九十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百二十日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定により期間を定めるときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

（法第十条第四項の政令で定める市）

第十一条 法第十条第四項の政令で定める市は、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、吹田市、神戸市、尼崎市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市とする。

（準備書についての関係都道府県知事の意見の提出期間）

第十二条 法第二十条第一項の政令で定める期間は、百二十日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合にお

いて、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、百五十日を超えない範囲内において関係都道府県知事が定める期間とする。

2 第十条第二項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

（法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十三条 法第二十一条第一号の政令で定める軽微な修正は、別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一号の政令で定める修正は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する修正
二 別表第二の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正
三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正であつて、当該修正後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該修正前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれていないもの

（評価書についての環境大臣の意見の提出期間）

第十四条 法第二十三条の政令で定める期間は、四十五日とする。

（法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人）

第十五条 法第二十三条の二の政令で定める公法上の法人は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局とする。

（評価書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第十六条 法第二十四条の政令で定める期間は、九十日とする。

（法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正等）

第十七条 第十三条の規定は、法第二十五条第一項第一号の政令で定める軽微な修正及び同号の政令で定める修正並びに法第二十八条ただし書の政令で定める軽微な修正及び同条ただし書の政令で定める修正について準用する。

（法第二十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

第十八条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であつて、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外の市町村長が含まれるもの及び環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めらるべき特別の事情があるものを除く。）とする。

2 法第三十一条第二項の政令で定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 前項に規定する変更
二 別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
三 前二号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であつて、当該変更後の対象事業について法第六条第一項の規定を適用した場合における同項の地域を管轄する市町村長に当該変更前の対象事業に係る当該地域を管轄する市町村長以外が含まれていないもの

（環境の保全の配慮についての審査等に係る法律の規定）

第十九条 法第三十三条第二項各号の法律の規定であつて政令で定めるものは、別表第四に掲げるとおりとする。

（報告書についての環境大臣の意見の提出期間）

第二十条 法第三十八条の四の政令で定める期間は、四十五日とする。

（報告書についての免許等を行う者等の意見の提出期間）

第二十一条 法第三十八条の五の政令で定める期間は、九十日とする。

(施行期日)
第一条 この政令は、都市基盤整備公団法(以下「公団法」という。)の一部の施行の日(平成十一年十月一日)から施行する。

附則 (平成十二年九月二十九日政令第三〇六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十一年十月一日から施行する。

附則 (平成二十一年二月三日政令第三八七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二十一年二月二七日政令第四三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十二年三月二十一日から施行する。

附則 (平成二十二年六月七日政令第三一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成二十二年一月一八日政令第四五七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、河川法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年十月二十日)から施行する。

附則 (平成二十五年七月二四日政令第三二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十五年七月二四日政令第三二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定(国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。)は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年九月二五日政令第四三八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条及び第十一条から第三十三条

までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附則 (平成二十五年一月一日政令第四四九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則 (平成二十五年二月五日政令第四八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第四十一条まで、第四十三号及び第四十四条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年三月一九日政令第五〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成二十六年五月二六日政令第一八一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。

附則 (平成二十七年六月一日政令第二〇三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年一月二二日政令第三三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年十月二十四日)から施行する。

附則 (平成二十七年二月二二日政令第三七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十七年十二月二十二日)から施行する。

附則 (平成二十七年三月三一日政令第一二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月三一日政令第一三〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十七年三月三一日政令第一三〇号) 抄
(経過措置)
第二条 この政令の施行により新たに環境影響評価法第二条第二項に規定する第一種事業(以下この条において「第一種事業」という。)又は同法第二条第三項に規定する第二種事業(以下この条において「第二種事業」という。)となる事業であつて、この政令の施行の日以前にその工事に着手した林道の開設又は拡張の事業(この政令の施行の日以後の内容の変更により第一種事業又は第二種事業として実施されるものを除く。)については、同法第二章から第九章までの規定は、適用しない。

附則 (平成二十八年二月二二日政令第二四八号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十三年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年七月二九日政令第二四一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年八月二日)から施行する。

附則 (平成二十八年一月一四日政令第三一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十三年一月一六日政令第三四〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 (平成二十三年一月二八日政令第三六四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年十一月三十日)から施行する。

附則 (平成二十四年九月二六日政令第二五二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 (平成二十四年一月二四日政令第二六五号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、環境影響評価法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二十七号)の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十六年五月一六日政令第一八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十六年五月十九日)から施行する。

附則 (平成二十六年一月一六日政令第三三四号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年一月二二日政令第四四一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十八年二月一七日政令第四四一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二十八年九月三〇日政令第三二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三十一年三月二五日政令第六一号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年七月五日政令第五三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和三年一月〇四日政令第二八三三号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、令和三年十月三十一日から施行する。

ハ 新幹線鉄道の規格新線の建設の事業	口 全国新幹線鉄道整備法第二条の新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。以下「鉄道施設の改良」という。）の事業	道規格新線（以下単に「新幹線」という。）の区間について行うものを除く。）の事業
第一項	鉄道事業法（昭和十一年法律第九十二号）第十条第一項	

へ 普通鉄道に係る鉄道施設の改良の事業（改設の改良の事業）	ホ 鉄道事業法による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道）その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（全	二 新幹線規格新線に係る鉄道施設の改良の事業
鉄道事業法	普通鉄道の新設（全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線規格新線の建設を除く。）の事業（長さが十キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。）	普通鉄道の新設（全国新幹線鉄道整備法附則第六項第二号の新幹線規格新線の建設を除く。）の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）
第一項	鉄道事業法（昭和十一年法律第九十二号）第八条第一項	鉄道事業法（昭和十一年法律第九十二号）第十条第一項

ロメートル以上の長さに係る部分の改良の事業（改設の改良の事業）	ト 軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（普通鉄道）の構造と同様の構造を有するものに限る。以下単に「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが十キロメートル以上であるものに限る。）	良に係る部分の長さ（十キロメートル以上であるものに限る。）の長さ（七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）
鉄道事業法	新設軌道の建設の事業（長さが七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）	事業（改良に係る部分の長さ）が七・五キロメートル以上十キロメートル未満であるものに限る。）
第一項	軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十一条	鉄道事業法（昭和十一年法律第九十二号）第十二条

第四法第二条第二項第一号に掲げる事業の種類

ロ 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが二千五百メートル以上であるものに限る。）	イ 飛行場及びその施設（長さ）が二千五百メートル以上である滑走路を設けるものに限る。）	であるものに限る。）
この項のロに掲げる要件に該当するものを除く。）	滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満であるものとし、この項のロに掲げる要件に該当するものを除く。）	飛行場及びその施設（長さ）が千八百七十五メートル以上二千五百メートル未満である滑走路を設けるものとし、この項のイに掲げる要件に該当するものを除く。）
第一項	航空法（昭和十一年法律第三十号）第三十一条	航空法（昭和十一年法律第三十号）第三十一条

<p>五 法 二 第 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 業 事 の 種 類</p>	
<p>イ 出力が三万 キロワット以上 である水力発電 所の設置の工事 の事業（当該水 力発電所の設備 にダム又は堰が 含まれる場合に おいて、当該ダ ムの新築又は当 該堰の新築若し くは改築を行お うとする者（そ の者が二以上で ある場合におい て、これらから代 表する者を定め たときは、その代 表する者）が当 該水力発電所に その事業の用に 供する発電事業 者でないときは 、当該ダムの新</p>	<p>ハ 滑走路の延 長を伴う飛行場 及びその施設の 変更の事業（延 長後の滑走路の 長さが二千五百 メートル以上で あり、かつ、滑 走路を五百メー トル以上延長す るものに限る。） 滑走路の延 長を伴う飛 行場及びそ の施設の更 改の事業 （延長後の滑 走路の長さ が千八百七 十五メートル 以上であ り、かつ、 滑走路を三 百七十五メ ートル以上 延長するも のに限るも のとし、こ の項のハの 第二欄に掲 げる要件に 該当するも のを除く。）</p>
<p>電 事 業 法 第 四 十 一 条 第 一 項 第 二 項 第 四 十 一 条 第 一 項 第 八 項</p>	

<p>ロ 出力が二万 二千五百キロワ ット以上三万キ ロワット未満で ある水力発電所 の設置の工事の 事業（当該水力 発電所の設置の 工事が大規模ダ ム新築又は大規 模堰新築若しく は大規模堰改築 （以下「大規模 ダム新築等」と いう。）を伴い、 かつ、大規模ダ ム新築等を行お うとする者（そ の者が二以上で ある場合におい て、これらから代 表する者を定め たときは、その代</p>	<p>新築又は当該堰の 新築若しくは改 築である部分を 除く。） おうとする 者（二以上の 者が二以上で ある場合に おいて、こ れらの者の うちから代 表する者を 定めたとき は、その代 表する者） が当該水力 発電所をそ の事業の用 に供する発 電事業者で ないときは、 当該ダムの 新築又は当 該堰の新築 若しくは改 築である部 分を除く。）</p>
---	---

<p>ハ 出力が三万 キロワット以上 である発電設備 の新設を伴う水 力発電所の変更 の工事の事業 （当該水力発電 所の変更の工事 がダムの新築又 は堰の新築若し くは改築を伴う 場合において、 当該ダムの新築 又は当該堰の新 築若しくは改築 を行おうとする 者（その者が二 以上である場合 において、これ らの者のうちか ら代表する者を 定めたときは、 その代表する 者）が当該水力 発電所をその事 業の用に供する 発電事業者でな いときは、当該 ダムの新築又は 当該堰の新築若 しくは改築であ る部分を除く。）</p>	<p>表する者）が当 該水力発電所を その事業の用に 供する発電事業 者であるもの に限る。） 出力が二万 二千五百キ ロワット以 上三万キロ ワット未満 である発電 設備の新設 を伴う水力 発電所の変 更の工事の 事業（この 項のニの第 二欄に掲げ る要件に該 当しないも のに限るも のとし、当 該水力発電 所の変更の 工事がダム の新築又は 堰の新築若 しくは改築 を伴う場合 において、 当該ダムの 新築又は当 該堰の新築 若しくは改 築を行おう とする者（そ の者が二以 上である 場合におい て、これら の者のうち から代表す る者を定め たときは、 その代表す る者）が当</p>
---	--

<p>ニ 出力が二万 二千五百キロワ ット以上三万キ ロワット未満で ある発電設備の 新設を伴う水力 発電所の変更の 工事の事業（当 該水力発電所の 変更の工事が大 規模ダム新築等 を伴い、かつ、 大規模ダム新築 等を行おうとす る者（その者が 二以上である場 合において、こ れらの者のうち から代表する者 を定めたときは 、その代表する 者）が当該水力 発電所をその事 業の用に供する 発電事業者であ るものに限る。）</p>	<p>出力が十一 万二千五百 キロワット以 上十五万 キロワット 未満である 火力発電所 （地熱を利用 するものを除 く。）</p>
---	--

	<p>十二 別表第一の五の項のホ又はヘに該当する対象事業</p>		<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>原動力に於いての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの</p>		<p>燃料の種類</p>		<p>冷却方式について、冷却池又はその他のもの</p>		<p>別のもの</p>	
	<p>十三 別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業</p>		<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>出力</p>	<p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>埋立処分場所の位置</p>	<p>十七 別表第一の六の項に該当する対象事業</p>	<p>廃棄物の処理及び</p>	
	<p>十四 別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業</p>		<p>発電所又は発電設備の出力</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。</p>	<p>出力</p>	<p>発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>対象事業実施区域の位置</p>	<p>新たに埋立処分場所となる部分の面積が修正前の埋立処分場所の面積の二十パーセント未満であること。</p>	<p>埋立処分場所の位置</p>	<p>十八 別表第一の七の項に該当する対象事業</p>	<p>廃棄物の処理及び</p>	
	<p>別表第三(第十八条関係) 対象事業の区分</p>	<p>一の一の項のイからヘまでの対象事業</p>	<p>道路の長さ</p>	<p>道路の長さ</p>	<p>道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。</p>	<p>設計速度</p>	<p>設計速度が増加しないこと。</p>	<p>車線の数</p>	<p>車線の数が増加しないこと。</p>	<p>盛土、切土、トンネル、橋</p>	<p>盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。</p>	<p>高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設</p>	<p>新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十パーセント未満であること。</p>

ヘクタール未満であること。

手続を経ることを要しない変更の要件

道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。

変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

車線の数が増加しないこと。

設計速度が増加しないこと。

盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。

変更前のインテリジェンス等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインテリジェンス等区域とならないこと。

新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十パーセント未満であること。

新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十パーセント未満であること。

新たに造成に係る土地となる部分の面積が修正前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十パーセント未満であること。

十の別表第一の四の項に該当する対象事業	別表第一の四の項に該当する対象事業	は高架又は他の構造の別	車庫又は修繕施設の区域の位置	滑走路の長さ	飛行場及びその施設の区域の位置	対象事業実施区域の位置	利用を予定する航空機の種類又は数
	一トール以上の区間において変更しないこと。	車庫又は修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域をいう。以下同じ。）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。	

十一の別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	十一の別表第一の五の項のイからニまでに該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	ダム又は貯水区域の位置	堰の湛水区域の位置	ダム、コンクリートダム又はフィルダムの別	対象事業実施区域の位置	減水区間の位置	発電所又は発電設備の出力	対象事業実施区域の位置
	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		

十三の別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	十三の別表第一の五の項のト又はチに該当する対象事業	原動力に	燃料の種類	冷却方式	冷却池又はその他のもの	年間燃料使用量	ばい煙の時間排出量	煙突の高さ	温排水の排出先又は水中の別	放水口の位置	発電所又は発電設備の出力	対象事業実施区域の位置
	ついての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせるもの	冷気方式	冷気池又はその他のもの	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。	温排水の排出先又は水中の別	放水口の位置	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。		

十四の別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業	十四の別表第一の五の項のリ又はヌに該当する対象事業	冷却塔の高さ	蒸気井又は還元井の位置	発電所又は発電設備の出力	対象事業実施区域の位置	温排水の排出先又は水中の別	放水口の位置	発電所の出力	対象事業実施区域の位置	十六の別表第一の五の項のワ又はカに該当する対象事業
	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	放水口が百メートル以上移動しないこと。	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

<p>十七 別表 第一の六の 項に該当す る対象事業</p>	<p>十八 別表 第一の七の 項に該当す る対象事業</p>	<p>発電設備 の位置</p>	<p>埋立処分 場所の位 置</p>
<p>対象事業 実施区域 の位置</p>	<p>埋立干拓 区域の位 置</p>	<p>廃棄物の 処理及び 清掃に関 する法律 施行令第 七条第十 四号イに 規定する 産業廃棄 物の最終 処分場、 処分場、 同号ロに 規定する 産業廃棄 物の最終 処分場又 は一般廃 棄物若し くは同号 ハに規定 する産業 廃棄物の 最終処分 場の別</p>	<p>新たに埋立処分場 所となる部分の面 積が変更前の埋立 処分場所の面積の 十パーセント未満 であること。</p>
<p>変更前の対象事業 実施区域から五百 メートル以上離れ た区域が新たに対 象事業実施区域と ならないこと。</p>	<p>新たに埋立干拓区 域となる部分の面 積が変更前の埋立 干拓区域の面積の 十パーセント未満 であること。</p>	<p>発電設備が百メー トル以上移動しな いこと。 新たに埋立処分場 所となる部分の面 積が変更前の埋立 処分場所の面積の 十パーセント未満 であること。</p>	<p>十九 別表 第一の八の 項から十二 の項までに 該当する対 象事業</p>
<p>別表第四 (第十九条関係)</p> <p>一 法 第三十 三条第 二項第 一号の 法律の 規定で あつて</p> <p>土地改良法第八 条第四項(同法第 四十八 条第九 項、第 九十五 条の二 第三項 におい て準用 する場 合を含む)、 鉄道事業法第 八条第二 項(同法 第九條 第二項 (同法 第十二 条第四 項にお いて準 用する 場合を 含む)、 又は同法 第十二 条第四 項にお いて準 用する 場合を 含む)。</p>	<p>土地の利 用計画に おける工 業の用、 商業の用、 住宅の用 又はその 他の利用 目的ごと の土地の 面積</p> <p>土地の利用計画に おける工業の用の 土地の面積が変更 前の当該土地の面 積の二十パーセン ト以上増加せず、 又は十ヘクタール 以上増加しないこ と。</p>	<p>二十 別表 第一の十三 の項に該当 する対象事 業</p> <p>造成に係 る土地の 位置</p> <p>新たに造成に係る 土地となる部分の 面積が変更前の当 該土地の面積の十 パーセント未満で あり、かつ、二十 ヘクタール未満で あること。</p>	<p>施行区域 の位置</p> <p>新たに施行区域と なる部分の面積が 変更前の施行区域 の面積の十パーセ ント未満であり、 かつ、二十ヘクタ ール未満であるこ と。</p>
<p>二 法 第三十 三条第 二項第 二号の 法律の 規定で あつて</p> <p>道路整備特別措置法第三 条第五 項(同 条第八 項にお いて準 用する 場合を 含む)、 第十条 第三項 及び第 十二條 第五項、 水道法 第八條 第一項 (同法 第十條 第二項 におい て準用 する場 合を含む)、 及び同 法第二 十八條 第一項 (同法 第三十 條第二 項にお いて準 用する 場合を 含む)。 及び同 法第二 十八條 第一項 (同法 第三十 條第二 項にお いて準 用する 場合を 含む)。 工業用 水道事 業法第 五條(同 法第六 條第三 項にお いて準 用する 場合を 含む)。</p>	<p>三 法 第三十 三条第 三項第 二項第 三號の 法律の 規定で あつて</p> <p>政令で 定める</p> <p>道路整備特別措置法第十 條第四 項及び 第十二 條第六 項、道 路法第 七十四 條、河 川法第 七十九 條第一 項、独 立行政 法人水 資源機 構法第 十三條 第一項、 全国新 幹線鉄 道整備 法第九 條第一 項及び 附則第 十一項、 軌道法 第五條 第一項 並びに 土地区 画整理 法第五 十二條 第一項、 第五十 五條第 十二項、 第七十 一條の 二第二 項及び 第七十 一條の 三第十四 項</p>	<p>政令で 定める もの</p> <p>航空法第三十九條第一 項(同法 第四十 三條第 二項に おいて 準用す る場合 を含む)、 並びに 土地区 画整理 法第九 條第一 項(同法 第十條 第三項 におい て準用 する場 合を含む)、 同法第 二十一 條第一 項(同法 第三十 九條第 二項に おいて 準用す る場合 を含む)、 及び同 法第五 十一條 の九第 一、二 項(同法 第五十 一條の 十第二 項にお いて準 用する 場合を 含む)。 及び同 法第五 十一條 の十第 二項に おいて 準用す る場合 を含む)。</p>	<p>政令で 定める もの</p>